

広島県告示第千九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十九年十一月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十一月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

広島三次線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市上川立町一九番四地先から 三次市上川立町三九一番地先まで	一一・〇〇〇 四四・八〇〇	四・五〇〇 九・五〇〇	一、二九二・ 〇〇	〇〇	拡幅